

東京地裁Google判決と トランプ関税米国高裁判決

弁護士 設樂 隆一



① はじめに

今回は、東京地方裁判所が2025年6月23日に言い渡した、パンテック対グーグル特許侵害訴訟(令和5年(ワ)第70501号)の判決(「Google判決」と、米国の連邦巡回控訴裁判所が2025年8月29日に言い渡した、トランプ関税の控訴審判決について、注目すべき点を簡単に紹介したい。

② Google判決について

東京地方裁判所は、原告パンテックコーポレーション(パンテック)の請求を全面的に認め、被告グーグル合同会社(グーグル)に対し、スマートフォン「Pixel 7」の日本国内における譲渡、輸入、販売の申出等を差し止める判決を言い渡した。

(1) 対象特許(6401224号)は、「物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法」であり、LTEなどの携帯電話通信規格で、基地局と端末(スマートフォン)がデータを正しく送受信できたかを確認するための信号(PHICH)を、電波の周波数や時間軸上に効率的に配置(マッピング)する技術に関するものであり、LTE規格の実施に必須である標準必須特許(SEP)である。

被告製品は、グーグルのスマートフォン「Pixel 7」である。

パンテックは、この特許について、「公正・合理的・非差別的(FRAND: Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory)」な条件でライセンスを許諾する用意がある旨の宣言(FRAND宣言)を標準化団体に行っていた。

(2) 本件では、被告製品は特許の技術的範囲に含まれるか、特許に無効理由があるかなども争われたが、裁判所は、侵害を認め、無効理由もない、と判断した。

本件の注目されるべき争点は、「差止請求は権利濫用にあたるか」であった。

2014年5月16日知財高裁大合議判決(アップル・サムスン判決)によれば、FRAND宣言がされた特許の場合、権利者がFRAND宣言をしながら、ライセンス契約を受ける意思のある実施者に対し安易に差止めを請求することは、実施者の信頼を裏切るために、原則として権利濫用とされる。ただし、実施者側に「誠実にライセンス交渉に応じる意思がない」といった特段の事情があれば、差止請求は認められる。本件では、この「特段の事情」の有無が最大の争点となった。

グーグルは、パンテックに対し、FRAND条件でのライセンスを受ける意思を一貫して表明し、誠実に交渉してきたが、パンテックが非合理的な高額のライセンス料を提示し続けてきたため、交渉がまとまらなかったのであり、差止請求は権利濫用だと主張した。

パンテックは、グーグル側は、交渉を引き延ばす(ホールドアウト)戦術をとり、真摯にライセンス契約を結ぶ意思がなかったため、「特段の事情」があると主張した。

(3) 裁判所は、パンテックの請求を認め、権利濫用にあたらないとして、Pixel 7の差止請求を認めた。

裁判所は、両社の令和2年6月12日から令和5年8月17日の本件訴訟提起までの交渉経緯を詳細に認定し、両者のライセンス料算定方式が根本的に異なり、交渉が行き詰まっていたことを確認した。

裁判所は、2024年7月23日、侵害の心証を開示した上

で和解を勧告し、交渉の基本方針として、グローバルSEPポートフォリオを前提とし、かつ、アップル・サムスン判決で示された算定方式(最終製品の売上高を算定の出発点とする方式(大合議方式))を踏まえた和解案を提示するようグーグルに求めた。

しかし、グーグルは、グローバルSEPポートフォリオを前提とすることは了承したもの、対象製品には多様なモデルが含まれているため、大合議方式は「算定が過度に複雑になる」などと主張し、算定の基礎となる自社製品の販売価格や販売台数といった情報の開示を拒み、この裁判所の要請を拒否した。グーグルの和解案は、被告製品の販売台数×スマホ1台あたりの累積ロイヤルティ額であり、大合議方式とは異なるため、裁判所は和解協議を打ち切った。

裁判所は、このグーグルの対応を、裁判所が提案した、大合議方式の和解案を提示することなく、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒んだものであるから、「自らライセンス交渉の余地をなくした」ものであり、「ライセンスを受ける意思がない」ことを示す「特段の事情」に該当すると厳しく判断し、その結果、パンテックによる差止請求は権利濫用にはあたらないと結論付けた。

(4)この判決では、FRAND宣言された標準必須特許(SEP)を巡る訴訟において、裁判所が、当該訴訟の和解手続きにおいて、大合議方式に基づく和解の枠組みを提示し、実施者がこれを合理的な理由なく拒否したことが、「ライセンスを受ける意思なし」と判断される決定的な要因となった点が注目される。

(5)イギリスの有名なUnwired Planet事件の一審判決でも、被告の中国企業が、裁判所が認定した実施工率に基づく和解案を拒否したことが、「ライセンスを受ける意思なし」と判断され、英国における販売の差止めが認められたが、これと同様な判断がなされたのは非常に興味深い。Unwired Planet事件の判決は英國最高裁で確定しているが、一審判決は、標準必須特許のグロー

バルなFRANDライセンス料をスマホ価格の8.8%と認定したところ、Unwiredがこれを受諾し、Huaweiがそのライセンス料率ではグローバルなライセンス契約の締結に応じられないことを明らかにしたため、Unwiredの差止請求は、支配的地位の濫用には当たらないとして、Huaweiに対し、英国特許に基づき、英国内での製品の販売の差止めを命じた。この事件の詳細は、拙稿の「IoT時代における英国及びドイツの裁判所の標準必須特許を巡る判決の潮流について」(https://www.soei.com/wp-content/uploads/2021/04/%E8%A8%AD%E6%A5%BD_%E8%A6%96%E7%82%B9.pdf)等を参照されたい。

(6)この訴訟の前に申し立てられた、差止めの仮処分申請事件では、グーグルがライセンスを受ける意思を有しているとして、差止請求が権利濫用と判断されて、却下され、その決定は、知財高裁でも維持されている(判決書7頁、56頁)。

そうすると、仮処分と本案訴訟とで、差止めの結論が分かれたのは、グーグルが裁判所の和解勧告を拒否したとの事情が加わったことによるものである。

日本の裁判所では、和解勧告における当事者の対応については、判決の基礎とはしない実務が多かったが、この判決は、「ライセンスを受ける意思」の有無という重要な事実の認定について、裁判所に顕著な事実として、和解勧告における当事者の対応を判決の判断の基礎としている(判決書58頁、59頁)。

(7)民訴法上は、和解手続きにおける当事者の対応は、裁判所に顕著な事実であるといえる。これに対し、和解における当事者の対応を判決において考慮する判決がこれまであまりなかった理由は、民事通常訴訟ではその必要性がなかったということもあるが、和解においては、当事者の自由な発言が好ましいので、判決の材料にはしないとの裁判所の考え方もあったように思われる。私見ではあるが、FRAND・SEP訴訟においては、「ライセンスを受ける意思」の有無という重要な事実の認定について、裁判所の侵害心証の開示を受けた上での和解

勧告における当事者の対応は非常に重要な間接事実であること、及び、この判決の判断は、FRAND・SEP訴訟の迅速な紛争解決に資するものであることから、この判決に賛同したい。

この判決は、今後の同種訴訟に大きな影響を与える可能性のある重要な裁判例といえる。

③ トランプ関税事件の控訴審判決について

本件は、ドナルド・J・トランプ大統領が発令した複数の大統領令に基づき、ほぼ全世界の国々からのほぼ全ての輸入品に対して課された広範な関税（「本件関税」）の合法性を争うものである。原告である中小企業群及び複数の州は、これらの関税が国際緊急経済権限法（IEEPA）で大統領に与えられた権限を超えていたとして提訴した。

(1) 下級審である国際貿易裁判所（CIT）は、本件関税は IEEPA の権限を逸脱しており違法であると判断し、その執行を恒久的に差し止める命令を出したため、米国政府が控訴した（一审の詳細は、前回の拙稿を参照されたい。）。

(2) 連邦巡回控訴裁判所は、本件関税は IEEPA が定める大統領の権限を超えており違法であるという CIT の判断を支持した。

その理由は、IEEPA が認める「輸入を規制する（regulate importation）」という権限は、本件のような無制限かつ広範な関税を課す権限までを含むものではないというものである。

一方で、裁判所は、関税の執行を全面的に停止した下級審の差止命令（injunction）は破棄し、差止命令の適切な範囲を再検討するよう下級審に差し戻した。これは、今年の 6 月 27 日の最高裁判決に基づく判断である。

(3) 多数意見（Majority Opinion）の論理

多数意見は、① IEEPA は大統領に「輸入を規制する（regulate）」権限を与えているが、「関税（tariff）」や「関税（duty）」といった明確な言葉は使われていない、② 議会が

他の法律で大統領に関税を課す権限を与える際は、常に「関税」などの明確な用語を使い、その範囲や手続きに厳格な制限を設けてきたが、IEEPA にはそのような明確な授権や制限がない、③ 合衆国憲法上、「課税権」と「通商規制権」は別個の権限であり、「規制する」権限が自動的に「課税する」権限を含むわけではない、④ Major Questions Doctrine によれば、本件関税は、米国経済に数兆ドル規模の影響を与える「極めて経済的・政治的に重要な」決定であるため、このような重大な決定を下す権限を行政府に与える場合、議会は「明確な承認」を与えなければならないところ、IEEPA の「輸入を規制する」という曖昧な文言は、これほど広範な権限を認めるための「明確な承認」とは言えない、というものである。

(4) 反対意見（Dissenting Opinion）の論理

反対意見は、① IEEPA は国家非常事態に対処するための法律であり、特に外交や安全保障の分野では、大統領に与えられた権限は広く解釈されるべきである、② 「輸入を規制する」という権限には、輸入を完全に禁止するより穏当な手段である関税も当然含まれる、③ IEEPA は、大統領が権限を行使できる条件を「国家の安全保障、外交政策、経済に対する、米国外に源泉を持つ、異常かつ重大な脅威」に限定しており、これは権限行使を導く「明確な原則」として機能しているため、違憲な権限委譲にはあたらない、というものである。

(5) トランプ大統領は、この高裁判決に対し、2025 年 9 月 3 日、最高裁に上告申立てをした。最高裁は、この上告を受理し、その訴訟の口頭弁論が 11 月 5 日に開催された。

(6) 私見では、IEEPA は国家非常事態に対処するための法律であるから、トランプ関税のうち、「Trafficking Tariffs（麻薬・人身売買対策関税）」はともかくとして、日本などに対する貿易赤字を理由とする関税「Worldwide and Retaliatory Tariffs（世界的及び報復的関税）」は、もともと IEEPA 適用の範囲外のように思える。いずれにしろ、米国最高裁の判断が注目される。